

朝鮮王朝における人毛加工品の取り扱い方と意義

—人毛加工品の使用意義を探る—

渡邊麻理亜

文化人類学・宗教学・日本思想史専門 博士後期課程2年

1. はじめに

1.1 本稿の概要

本稿は人毛加工品¹⁾の使用が多かった朝鮮王朝期に焦点を絞って、朝鮮王朝社会において人毛加工品がどのように扱われたのかを史料から探る。韓国国内の博物館では多くの人毛加工品が展示、収蔵されているが、人毛加工品を誰がどのように使用したのかは加髻と呼ばれるカツラを除いて明らかになっていない。その理由としては、現存する関連資料の絶対的量の少なさが挙げられるが、全般的に韓半島の頭髪文化についての研究がすすんでいないことがあげられる。

人毛は人体から離れたものに対して一般的に〈気持ち悪いもの〉と認識され、忌み嫌われる傾向にある。例えば浮ヶ谷(2010)によれば抜けた髪が汚く感じるのは衛生的な要素以外にも理由があり、自分自身の身体の一部としてあるうちは汚いと感じないのに対し他人からの指摘や自分自身がそのものを意識したときに汚いと感じると指摘する(浮ヶ谷 2010: 30)。しかし人毛そのものと人毛を加工したものは認識が異なる。

韓半島では人毛加工品が流通の対象になり高級品として位置付けられるようになっていたが、この背景には人毛加工品に対する独自の意味づけと取り扱いがあったと考える。

本稿では人毛加工品の中で加髻を中心に、歴史史料にもとづいて人毛加工品に与えられた意味づけを探る。また今回の調査によって新たに収蔵の事実が確認された人毛加工品についても言及する。

1.2 調査期間と方法

現地調査は2013年6月～7月に1週間、8月に1週間韓国へ行き博物館調査をおこなったほか、韓国中央図書館、韓国国立国会図書館にて本研究課題に関連する既刊論文の閲覧をおこなった。

訪問した博物館は以下のとおりである。

韓国国立中央博物館(ソウル特別市)

韓国国立民俗博物館(ソウル特別市)

韓国古宮博物館(ソウル特別市)

韓尚洙刺繍博物館(ソウル特別市)

密陽民俗資料館(慶尚南道密陽市)

安東大学校附属博物館(慶尚北道安東市)

巨済島海洋博物館(慶尚南道巨済市)

巨済島民族博物館(慶尚南道巨済市)

韓国美容博物館(全羅南道光州特別市)

光州民俗博物館(全羅南道光州特別市)

このほかには本プロジェクト以前におこなった調査として、梨花女子大学校附属博物館²⁾における資料収集がある。また国史編纂委員会が管理する韓国史データベース³⁾、朝鮮王朝実録データベース、承政院日記データベース、韓国古典総合データベースを用いた史料調査も実施した。

2. 儒教思想と人毛加工品

朝鮮王朝期の人々は儒教思想のもと髪を切らない風習があると認識されてきた。しかし本稿では、人毛加工品の存在はその思想がすべての人に浸透していたとするこれまでの一般的な認識に対し再考をうながす。本章ではまず朝鮮王朝期の社会思想について述べたのち人毛加工品とのかかわりを述べる。

2.1 儒教思想と仏教思想

韓国史の概説などを調べると朝鮮王朝を説明する文献の多くが儒教国家であったと述べている。また儒教の流入以前に存在していた仏教については、これが弾圧されたことは指定されているものの、朝鮮王朝期の仏教信者らに関わる研究はあまり進んでいない。岡田(2001)は朝鮮王朝期の仏教について両班らは儒学を勉強する機会があったものの、儒学を学ぶ機会がなかった良民以下の人々、特に女性には仏教信者が多くいたと言及している(岡田 2001: 51)。儒教經典の一つ『孝経』の冒頭部分にある「身体髪膚、之受父母。不敢毀傷、孝行始也。」は多くの儒学者らが遵守するべ

きであり髪を切るとは親不孝の始まりであると認識させる要因であり、韓半島の人々は髪が長かったという認識が強く根付いている。そのため韓半島の美人の特徴は「髪が黒く長い」ことが挙げられている。

しかし実際の朝鮮王朝期の髪型や髪処理方法を調べていくと「髪を切る」という行為に対し罪悪感を感じる記述はなく、髪を処分する日を設けるなど人毛に対する行為は保護されているようにも見る事ができる。

2.2 人毛加工品の需要と供給

人毛加工品の需要は先に述べた『孝経』を遵守する人々が購入したことが一因と考える。人毛加工品に対する言及を『朝鮮王朝実録』や『承政院日記』などの史料から探ると図1、図2となる。『朝鮮王朝実録』では人毛加工品のうち加髻⁴⁾に関わる記述が2372件あり、特に成宗から中宗、光海君、英祖と正祖が王として在位していた期間についてはほかの歴代王よりも記述量が増加傾向にある。その他の人毛加工品についてはチョプチの記述が英祖、正祖代の宮廷資料を中心に存在する。特に加髻に関わる記述からは人毛の需要と供給を明らかにすることができる。このころの儒教は仏教の弾圧を尻目に勢力をまし、儒教を学ぶことがステータスの一つとなっていた。そのため両班などの富

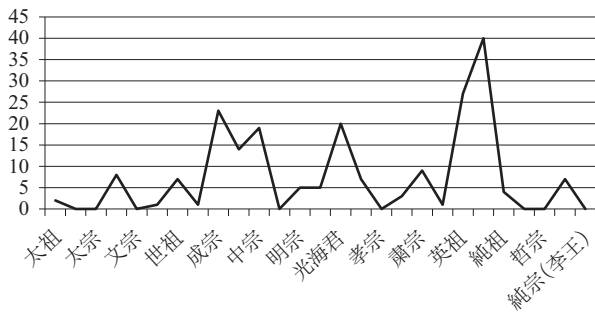


図1 『朝鮮王朝実録』による人毛加工品の言及件数
筆者作成

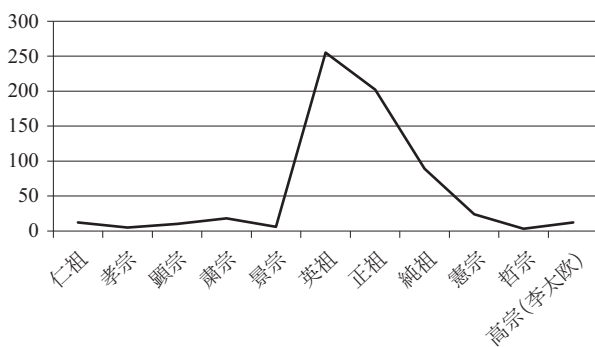


図2 『承政院日記』による人毛加工品の言及件数
筆者作成

裕層を中心に孝経に沿った形で親からの譲りものとしての髪を丁寧に扱ったことが考えられる。

表1 朝鮮王朝期の頭髪流通 筆者作成

	王名	年	月	日	量	どこから	どこへ	出典
1	太祖							
2	定宗							
3	太宗							
4	世宗	7	2	2	×	各地方	明	朝鮮王朝実録
		8	3	15	×	濟州	明	朝鮮王朝実録
5	文宗							
6	端宗							
7	世祖	2	6	23	50箇	左副承旨	明 尹鳳	朝鮮王朝実録
		3	6	13	×		明	朝鮮王朝実録
		14	6	9	×	各地方	明	朝鮮王朝実録
		14	7	10	100箇	姜玉	明	朝鮮王朝実録
8	睿宗							
9	成宗	8	8	17	50箇	宮廷	明	朝鮮王朝実録
		9	12	21		宮廷	明	朝鮮王朝実録
		11	7	22	200	禮曹判書	明	朝鮮王朝実録
		11	8	19	300把	宮廷	明	朝鮮王朝実録
		12	12	22	500把	宮廷	明	朝鮮王朝実録
		14	8	18	500把	宮廷	明	朝鮮王朝実録
		14	9	16	500把	宮廷	明	朝鮮王朝実録
		15	8	24	300把	宮廷	明	朝鮮王朝実録
10	燕山君	8	1	14	150令(領)	各村	宮廷	朝鮮王朝実録
		9	1	23	600 200余	各地方	宮廷	朝鮮王朝実録
		9	11	29	1000	各地方	宮廷	朝鮮王朝実録
		11	2	24	10000	八道	宮廷	朝鮮王朝実録
		11	10	8	50	宮廷	入閣者	朝鮮王朝実録
		11	12	23	五萬	八道	宮廷	朝鮮王朝実録
11	中宗	1	9	5	×	八道	宮廷	朝鮮王朝実録
12	仁宗							
13	明宗							
14	宣祖							
15	光海君							
16	仁祖	5	10	6	40丹	濟州	宮廷	承政院日記
		9	8	8	×	濟州	宮廷	承政院日記
		15	3	15	×	濟州	宮廷	承政院日記
17	孝宗	9	6	19	×	喬桐	宮廷	承政院日記
		9	6	20	×	喬桐	宮廷	承政院日記
		11	7	20	6圓	勅使	都監	承政院日記
		11	10	3	12介	濟州	宮廷	承政院日記
		13	9	3	×	濟州	宮廷	承政院日記
18	顯宗							
19	肅宗	31	9	17	×	濟州	宮廷	承政院日記
		38	8	23	×	宮廷	明	承政院日記
		38	10	20	100箇	×	×	朝鮮王朝実録
		38	10	20	100介	水原	領議	承政院日記
		38	10	29	70	×	宮廷	朝鮮王朝実録
		38	10	29	56斤, 100介, 70介	×	×	承政院日記
		41	8	21	15介	×	×	承政院日記
		44	1	7	1丹	義禁府	副勅都	承政院日記
		45	3	3	1丹	都監	勅使	承政院日記
20	景宗							
21	英祖	3	8	2	30束	咸鏡道	宮廷	朝鮮王朝実録
		3	8	23	20丹	×	勅使	承政院日記
		5	5	28	×	×	勅使	承政院日記
		7	4	27	×	×	勅使	承政院日記
		11	8	12	436箇	×	×	承政院日記
		14	2	21	2丹	×	都監	承政院日記
		24	5	25	2丹	宮廷	明	承政院日記
		35	9	19	60丹	地方	宮廷	承政院日記
		39	3	28	×	×	閔氏	承政院日記
		50	5	19	×	宮廷	李氏	朝鮮王朝実録
22	正祖							
23	純祖	19	6	3	3000兩	×	明禮宮	承政院日記
24	憲宗							
25	哲宗							
26	高宗	19	1	23	3000兩	×	明禮宮	承政院日記
		19	1	24	3000兩	×	明禮宮	承政院日記
27	純宗							

このほか朝鮮王朝期の人毛の需要は朝貢品として扱われていたことについて宮本（1966）は新羅から朝鮮王朝にかけて朝貢関係国である明・清へ頭髪の輸出をしていたことを指摘している。しかし、宮本（1966）は『朝鮮王朝実録』に掲載された輸出のうち朝鮮王朝前期について明示したに過ぎない。事実『朝鮮王朝実録』から頭髪の輸出にかかる記述が朝鮮王朝前期までに集中していることが一因と考えられる。しかし筆者が『朝鮮王朝実録』のみならず『承政院日記』を加えた形で確認したところ朝鮮王朝末期まで輸出は続くとともに朝鮮王朝国内の消費に対する記述が存在することが明らかとなった（表1）。

これらの前掲の表は加髻と呼ばれる人毛加工品の中でも代表的なものに限定したものであるが、これらの言及からも人毛加工品が朝鮮王朝内で常に需要があり、宮廷からの命令などで頭髪の収集や献上が求められていることから供給も滞りなく起き流通の一つの状況として見る事ができる。

3. 人毛加工品に対する調査報告

本プロジェクトでは前述の加髻の他にチョプチや草履などを博物館で見学するほか関連する資料の収集をおこなった。本章では各人毛加工品について報告する。韓国国内の博物館のうち、筆者が見学・調査を行い人毛加工品の所蔵を確認したのは国立民俗博物館、国立中央博物館、国立古宮博物館、光州市立民俗博物館、韓国美容博物館、韓尚洙刺繍博物館、密陽民俗資料館、梨花女子大学校附属博物館、安東大学校附属博物館である。現地調査後に行った博物館所蔵調査において地方の小規模博物館や資料館などにも所蔵していることが判明したが、実際に確認のための追調査は未実施である。

3.1 加髻

加髻は人毛加工品の中で最も長く使用されてきたものという事ができる。その理由は金英淑（2008）にあるように、「加髻は統一新羅以前より存在していたと考えられる」からである（金英淑 2008：21）。加髻はもともと髻として作られた髪束を成型し頭部に巻きつける様相を示すが、この加髻にはいくつかの種類があり、宮廷でしかつけることができないものから民衆がつけることが可能だったものまで存在する。朝鮮王朝期の女性の髪型のみを探っても Song（2004）によれば26種類の髪型があり、子女が施していた三つ編

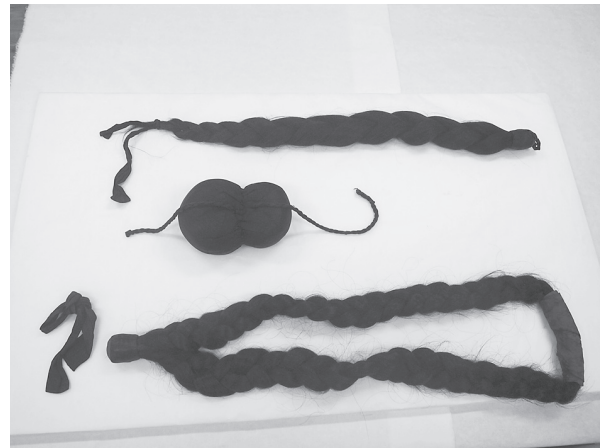


図3 加髻（梨花女子大学校所蔵） 筆者撮影



図4 「深溪遊沐図」申潤福作 [安 1985：159] より転載

みのお下げですら髻を利用し髪を長く見せることも行われていたことが挙げられている（Song 2004: 206-214）。

加髻形状は図3のように三つ編みを施した長い人毛を輪状に成形した髻を使用するものである。これを頭部に巻きつけて成型させたものが加髻となる。申潤福（慧園）⁵⁾が描いた女性たちの絵画には加髻を頭に巻きつけようとしている女性の姿が描かれている（図4）。この加髻は一般的には両班以上の階級が着用できたと言われているが、実際には両班以下も良民であれば使用することが可能であった。しかし加髻にかかる費用の問題から人毛の代用品として様々な素材を黒く染め髻のように見せかける形で利用していた人々が多かった。

加髻にかかる費用については、宮廷資料によるとかなり高額であったことが示される。その例を挙げると以下のようなになる。

禁士族婦女加髻，代以俗名簇頭里。加髻之制，始自高麗，即蒙古之制也。時士大夫家奢侈日盛，婦人一加髻，輒費累百金。轉相夸效，務尙高大，上禁之。

『朝鮮王朝実録』「英祖実録」87巻 p3 オモテ
下線部筆者挿入

右議政蔡濟恭曰：“見今莫大之弊，蔑有加於髻髻。雖儒生至貧之家，非六七十兩錢貨，無以賣買。如欲成樣者，則不得不費了數百金，其勢賣田賣宅。

『朝鮮王朝実録』「正祖実録」26巻 p15 オモテ
下線部筆者挿入

下線部に現れるように家一軒分もしくは田畑一つ分が加髻の購入費用にあてがわれていることから21代国王英祖は加髻の使用に対し儉約令の一環として禁止をすることを制定した。この時代用品としてあげられるのが後述するチョプチであるが、英祖代では禁止令が効能を見せることはなく、次にあげるような身体被害も発生したことが報告されている。

辮髻。蒙古之遺風。凡今婦人。雖隱忍從俗。不可務尙侈大。貴富家費錢至七八萬。廣蟠仄繞。作墮馬勢。飾以雉黃版。法琅簪眞珠繡。其重幾不可支。家長不能禁。婦女愈侈而愈恐其不大。

近有富家。婦年方十三。辮髻高重。其舅入室。婦遽起立。髻壓而頸骨折。侈能殺人。嗚呼悲夫。

[李徳懋 1796/2000 : 516] 下線部筆者挿入

このほか、骨折にとどまらず、加髻の装着が原因で死亡した事例に関する記述も古典籍データベースの中に存在した。また、これだけでなく、大きな加髻を装着するために肩や腰に負担がかかっている女性が多くいるという報告も『朝鮮王朝実録』の中では存在し、正祖12(1788)年備辺司から「加髻申禁節目」という形で8項の条項のもと禁止令が発令した。この節目について一定の効能を見せたものの朝鮮王朝末期まで加髻着用の記述は残っている。このことから朝鮮王朝期全体で加髻の使用は続いたと言える。

3.2 チョプチ

チョプチは加髻の禁止令と入れ替わるように使用が開始されたものであり、現在博物館の多くは加髻を展示するのではなく、このチョプチを中心に展示を行っているのが現状である(図5)。



図5 チョプチ(光州民俗博物館所蔵) 筆者撮影

チョプチは銀や銅などの鉱物で動物の形をあしらったものを台座に載せ、その両脇に人毛が付随するものである。この人毛の用途は頭部に取り付けるチョプチを固定させるためのものである。

チョプチの利用が始まった原因は前掲の「加髻申禁節目」による代用品としてあげられたことにある。またこのチョプチに対してはあくまでも固定させるための道具として人毛が使用されるに過ぎないが、固定用に使用するのであればほかにも代用品が挙げることが可能であったにも関わらず人毛を利用したという点については人毛に対する何らかの理由があると考えられる。

3.3 草履と人毛マット

1998年韓国慶尚北道安東市で大規模な宅地開発が行われていた際、16世紀の棺が出土したことが話題になった。この棺が話題となった要因はこの棺の中には李慶台と呼ばれる男性がミイラ化した状態で棺に納められていたほか一塊の頭髪と共に髪で編み込んだ草履がミイラの胸元に置かれていたためである(図6)。現在この草履は安東大学校附属博物館に収蔵され、李慶台の棺から出てきたほかの副葬品と共に展示されている。この草履は李慶台の妻が自身の髪を利用して作ったものと考えられ、一緒に添えられた手紙には李慶台に対する愛情と夫を失った妻の悲しみがつづられている。そのため自分の分身として髪で編んだ草履が添えられているのではないかと考えられている。この李慶台については安東市の協力の下「우리 만난 적 있나요⁶⁾」という題名で2010年に映画が製作・公開され多



図6 草履（安東大学校所蔵） 筆者撮影

くの観客を動員し韓国国民に存在が知られている人毛加工品の一つである。

しかし、なぜ頭髪を利用して草履を編み込んだのかという点については分身説以外には明らかにされておらず、唯一の情報とはことわざの一つに「髪で編んだわらじを渡して恩返しをする」という言葉があるという事を調査時にインフォーマントから聞き入れた。しかしその後文献などかは確認ができておらず、明確ではない。

また、韓国全羅南道光州特別市には光州民俗博物館と韓国美容博物館がある。この2つの博物館には共通



図7 人毛マット（韓国美容博物館所蔵） 筆者撮影

したものが展示されている。それが人毛マットである(図7)。人毛マットはその出自も明らかでないばかりか、朝鮮王朝期に作られたものであると想定されているほかは、ほかに情報は見当たらない。また2007年に開催されたオークションにも1つの人毛マットが出品されていることから、計3枚の人毛マットが韓国国内に存在していると考えられる⁷⁾。使用用途は光州民俗博物館に問い合わせると「白い布をかぶせて敷布団のようにして使用したのではないか」とのことであったが、資料不足のため明確にはなっていない。

4. 人毛加工品の取り扱い方と意義

本稿で取り上げた4種類の人毛加工品は、いずれも朝鮮王朝後期に作られたものが多く現存する。これらの人毛加工品は、朝鮮王朝期の社会でどのような存在として意味づけられ、取り扱われていたのか。これまでの調査を振り返り人毛加工品の扱いと解釈を試みたい。

まず、人毛は朝貢品として輸出する物であったことからもうかがえるように、高級品として扱われてきたことが考えられる。人毛であるが故に生産能力は常に安定したものではなく、一般に流通する量はごく少数に限られた、希少価値のあるものであったと考える。そして両班などの良民たちだけが加髻を利用するほか、希少価値の高い人毛を使った人毛マットなどを使用したのではないかと考える。また宮本(1966)などの先行研究では正祖12年に行われた加髻申禁節目によって人毛の流通は衰退する可能性を述べていたが、実際には安定した量を朝貢に送り出しているほか、宮廷への収集も継続して行われている。またチョプチのように少量であるものの髪に装飾品を止めるための道具の一つとして人毛が利用されている。このようなことから、加髻申禁節目は、確かに人毛の流通量を制限するものであったものの、人毛を利用することについては容認するものであった可能性が考えられる。

また、加髻が家屋1軒分と同等の値段であった記録から、人毛が非常に高価であったことが裏付けられる。前掲のように『朝鮮王朝実録』には家屋を売り払ってまで加髻を購入したために住む家を失ったことが加髻の価格高騰の弊害として記述されている。このことから、髻一つが非常に高価であったことが考えられ、当時の朝鮮王朝社会において、頭髪は髻や人毛マット、草履といった加工物に姿を変えながら貯蓄の対象としていたと考えることができる。

5. おわりに

韓国では、人毛加工品に対する無関心のためか、加髻などを「単なる収蔵品」としてしか記載していない博物館もある。人毛加工品の研究は開拓の余地がある領域であることは本稿によって再確認ができるものである。

今後の課題は、4章に示した頭髪と貯蓄の関係性について真偽を問い、韓半島特有の頭髪文化の一つとして人毛加工品の生産、流通、使用の実態を明らかにするとともに、当時の社会におけるこれらの民族誌的・風俗史的調査研究をすすめることである。

謝辞

この度の調査・研究では、多くの方にお世話になりました。特に韓国仏教曹溪宗の慧園僧侶には剃髪からことわざまで髪に関する情報を多く教えていただきました。また、梨花女子大学の宋永彬先生と Fang ISuk 先生には博物館所蔵でありながらも非公開とされてきた加髻を閲覧させていただいたほか、測量のチャンスも与えてくださいました。

このほか、韓国美容博物館の Lee Suk 館長、韓国古典髪研究所 Song MiGyong 研究所長には韓国の頭髪文化史に対し惜しみない援助をいただいております。

そして、指導教員である佐々木重洋准教授は本調査に対し多大なる便宜を図っていただいただけでなく、課程博士論文執筆に向けても惜しみない指導をいただいております。末筆ではありますがお礼申し上げます。

注

- 1) 人毛加工品とは人毛で作られたカツラなどの製品を指すもので、筆者の造語である。
- 2) 2012年11月に調査を行った。
- 3) 次章以降データベースについてはDBと表記する。
- 4) 統一新羅以前より韓半島にある独特の髻を利用した髪型で、一般的には正祖代に加髻の着用が終わったと認識されているが、実際には朝鮮王朝末期まで使用が続いている。
- 5) 申潤福(慧園)1758- (没年不詳) 朝鮮王朝後期に活躍した画家。代表作『美人図』のほか『端午風情』などを描き多くの博物館などで展示されている。本稿ではその作品の中から『端午風情』を参照した。
- 6) 邦題「記憶の中の僕たちへ」
- 7) 韓屋オークション (最終閲覧日2013.12.9) http://hanauction.co.kr/htm/off1_auction_read.htm?id=759&page=1&PHPSESSID=b72cbf50457f7728fb52c1cac18657c5

参考文献

- 安輝濬 1985『国宝—韓国7000年美術大系 10絵画』竹書房
 浮ヶ谷幸代 2010『身体と境界の人類学』春風社
 岡田浩樹 2001「沈黙する多数派—韓国仏教の「過去」に関する試論—」『東アジアにおける文化の多中心性』風響社 pp. 45-83
 金英淑 2008『韓国服飾文化事典』東方出版
 宮本馨太郎 1966「朝鮮王朝の頭髪の輸出と加髻の禁」『史苑』26 (2.3) 立教大学史学会 pp. 189-203
 손미경 2007『한국여임의 髮자취』미디어뷰 (Song MiGyong, 2007)
 李德懋 1796/2000『韓国文集叢刊257 青莊館全書 I』民族文化推進会